

**「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の一部を改正する法律案」（通称「インボイス制度廃止法案」）について**

**問 1 消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の概要。**

- 1 令和5（2023）年10月から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書等をいいます。
- 2 インボイス制度の下では、インボイス発行事業者は、取引の相手方（買手）の求めに応じて、インボイスを交付しなければなりません。インボイスを交付することができるのは、税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者に限られ、免税事業者は登録を受けることができません。
- 3 また、インボイスの保存等が仕入税額控除の要件となり、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者からの仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません（注）。

（注）免税事業者等からの仕入れについて、令和5年10月から3年間は80%、令和8年10月から3年間は50%を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

## 問2 インボイス制度を廃止する理由。

- 1 インボイス制度の下では、インボイスの発行・保存などによる事務手続の増加や業務の複雑化が避けられず、とりわけ中小・零細事業者にとっては大きな負担になるといった問題が指摘されています。
- 2 また、インボイスの保存等が仕入税額控除の要件となる一方で、免税事業者はインボイスの発行ができないことから、免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。
- 3 こうした理由から、「インボイス制度廃止法案」においては、インボイス制度に関する規定を削除することとしています。
- 4 日本商工会議所の調査（昨年11月公表）によれば、課税事業者の2割超が、インボイス制度導入後「免税事業者との取引は（一切または一部）行わない」「経過措置の間は取引を行う」と回答し、免税事業者との取引を見直す意向を示しています。
- 5 免税事業者の中には収入が不安定な一人親方やデザイナー、ライター、少額の収入しかないシルバー人材センターの会員など、個人事業者やフリーランスが多く含まれます。立場の弱い免税事業者が、不当な値下げ圧力を受けたり、廃業を迫られたりしかねないといった懸念もあります。
- 6 このままインボイス制度の導入を進めることは、コロナ禍や物価高騰下で厳しい状況に置かれた中小・零細事業者や個人事業者、フリーランスをさらに困難な状況に追い込み、ひいては様々な業界や日本経済に悪影響を及ぼすことになりかねません。

### 問3 インボイス制度を廃止した場合の問題点。

- 1 政府は、インボイス制度について、複数税率の下で適正な課税を行うために必要なものであるとしています。
- 2 現行の「区分記載請求書等保存方式」(注)は、インボイス制度導入までの経過措置とされていますが、現行制度は十分に機能しており、新たにインボイス制度を導入しなくとも、適正な課税は確保されると考えます。
- 3 こうした考えは、多くの中小・零細事業者や専門家の意見・要望等の中でも表明されており、インボイス制度を廃止しても、大きな問題は生じないと考えます。
- 4 このままインボイス制度が導入された場合には、コロナ禍や物価高騰下で厳しい状況に置かれた中小・零細事業者等に大きな負担を課すことになると同時に、インボイスの発行ができない免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。

(注) 令和元(2019)年10月から、消費税の税率が標準税率(10%)と軽減税率(8%)の複数税率となったことに伴い、事業者が消費税の申告等を行うためには、取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理を行う必要があります。

また、複数税率の下で仕入税額控除を適用するためには、取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が要件となっています(区分記載請求書等保存方式)。

**問4 インボイス制度を廃止した場合の減収見込額。**

- 1 「インボイス制度廃止法案」の施行による減収額は、平年度1,934億円と見込まれます。この減収見込額は、予算の歳入の減少を伴うものとして、消費税（国税）の減収を見込んだものです。
- 2 また、本法案の施行により、地方消費税の減収も見込まれますが、地方消費税の収入の減少に伴う地方公共団体の減収については、政府が、その減収を補填するために必要な措置を講ずるものとするを法案に明記しています。